



計画の各項目と

関連部局・機関一覧



用語説明



頁	節	細目	項目	部局(区)	関係機関
I 総則					
1	第1章 計画の方針				
	第1節	計画の目的		総務部	
	第2節	計画の性格及び範囲			
	第3節	計画の前提			
2	第4節	計画の修正			
	第5節	他の法令に基づく計画との関係			
	第6節	計画の習熟			
3	第2章 豊島区の概況				
	第1節	位置・地勢		区民部	
		第1	位置		
		第2	地勢等		
	第2節	人口			
		第1	人口		
		第2	昼夜間人口		
4	第3節	生活環境		都市整備部	
5	第3章 計画の前提条件				
	第1節	基本的な考え方		総務部	都総合防災部
	第2節	首都直下地震等による東京の被害想定			
6		第1	前提条件		
		第2	豊島区に係る被害想定		
8	第3節	地域危険度		総務部	都総合防災部
		第1	調査の目的		
		第2	調査項目		
		第3	調査結果		
	第4節	複合災害としての取り組み			
9		第1	感染症対策		
		第2	分散避難の推進		
	第5節	風水害の被害		総務部	都下水道局
10	第4章 減災目標				
12	第5章 行政機関、区民及び事業者等の基本的責務			各部局・機関	
14	第6章 防災関係機関業務大綱				
		第1	区の災害予防計画の推進体制	総務部	
		第2	区(災害対策本部)		
16		第3	東京都関係機関		
		第4	自衛隊		自衛隊(第1師団第1普通科連隊)
17		第5	指定公共機関		日本郵便(株)(豊島郵便局)・ 東日本旅客鉄道(株)(各駅)・ NTT東日本・ 日赤(東京都支部豊島区地区)・ 首都高速道路(株)・ 東京電力パワーグリッド(株)大塚支社・ 東京ガス(株)北部支店
18		第6	指定地方公共機関等		東武鉄道(株)(東上業務部・各駅)・ 西武鉄道(株)(各駅)・ 東京地下鉄(株)(各駅)・ 関東地方整備局

頁	節	細目	項目	部局(区)	関係機関	
		第7	公共的団体		豊島区医師会・豊島区歯科医師会・ 豊島区薬剤師会・ 豊島ケーブルネットワーク(株)	
II 震災対策編 第1部 災害予防計画						
1	第1章 地震に強い社会づくり					
	第1節	基本方針				
	第2節	住民の役割			総務部・区民部	
		第1	自助の取り組み			消防署・警察署
		第2	共助の取り組み			
5	第3節	事業所の役割			総務部	
		第1	事業所の役割			消防署・警察署
6		第2	事業所防災体制の充実			
7		第3	事業継続計画の策定			
		第4	事業所等への啓発			
	第4節	出火、延焼等の防止			総務部・池袋保健所	
		第1	出火の防止			消防署・警察署
11		第2	初期消火体制の強化			
		第3	火災の拡大防止			
14	第5節	避難行動要支援者等の安全確保			総務部・保健福祉部	
		第1	基本方針			消防署
16		第2	地域における安全体制の確保			
		第3	社会福祉施設等の安全対策			
17	第6節	ボランティア				
		第1	基本方針			社会福祉協議会ボランティアセンター 消防署・都庁都市整備局・ 都生活文化局・都建設局
		第2	区におけるボランティア			
		第3	都におけるボランティア			
21	第7節	防災意識の高揚			総務部	
		第1	防災広報の充実			警察署・消防署・都水道局・ 福祉保健局・都総務局・教育庁・ NTT東日本・首都高速道路(株)・ 東京地下鉄(株)・東京ガス(株)・ 東京電力パワーグリッド(株)・ 豊島ケーブルネットワーク(株)
26	第8節	防災訓練の充実			総務部	
		第1	総合・合同防災訓練の実施			消防署・警察署・ 東京電力パワーグリッド(株)・ 東京地下鉄(株)・東京ガス(株)・ NTT東日本
27		第2	帰宅困難者対策訓練の実施			
		第3	地域防災訓練の実施			
		第4	防災関係機関の訓練			
32	第2章 地震に強い都市づくり					
	第1節	基本方針				
	第2節	木造密集市街地における防災都市づくりの推進			都市整備部	
		第1	居住環境総合整備事業			
		第2	木造地域不燃化10年プロジェクト			
		第3	都市防災不燃化促進事業			
33		第4	新たな防災生活道路の指定等			
		第5	再開発等による木密地域の面的な改善整備			
		第6	防災性を高めるみどりの創出			
		第7	事前復興			
34	第3節	オープンスペースの確保			都市整備部・教育委員会事務局	
		第1	公園の整備			
		第2	区全体の防災拠点となる公園の整備			

頁	節	細目	項目	部局(区)	関係機関
		第3	学校の校庭等の整備		
		第4	オープンスペース等利用計画の策定		
		第5	ヘリサインの整備		
35	第4節		道路、橋梁の整備	都市整備部	都建設局第四建設事務所
		第1	道路の整備		
		第2	橋梁の整備		
		第3	狭あい道路の拡幅整備		
	第5節		避難場所、救援センター及び避難経路の安全性の確保		
	第6節		災害時のエネルギー確保	都市整備部・環境清掃部	
36	第7節		帰宅困難者対策の強化	都市整備部	
37	第3章 施設・構造物等の安全化				
	第1節		道路及び鉄道施設の安全化		
		第1	道路施設	都市整備部	都建設局・関東地方整備局・首都高速道路(株)
38		第2	鉄道施設		都交通局・東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・西武鉄道(株)・東京地下鉄(株)
40	第2節		ライフライン施設の安全化		
		第1	水道施設		都水道局豊島営業所
41		第2	下水道施設		都下水道局北都下水道事務所
		第3	電気施設		東京電力パワーグリッド(株)大塚支社
42		第4	ガス施設		東京ガス(株)北部支店
		第5	通信施設		N T T 東日本
43		第6	共同溝		消防署・都建設局・関東地方整備局
		第7	電線類地中化の推進		東京電力パワーグリッド(株)
	第3節		エレベーター対策	総務部・都市整備部	都総務局・都都市整備局
		第1	基本方針		
44		第2	エレベーターの閉じ込め防止対策の実施		
		第3	エレベーターの早期復旧体制の構築		
45		第4	救出体制の構築		
	第4節		高層集合住宅での生活維持	都市整備部	
	第5節		超高層建築物及び地下街等の安全化		消防署・東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・西武鉄道(株)・東京地下鉄(株)
		第1	超高層建築物及び地下街の安全化対策		
46	第6節		建築物等の安全化	都市整備部・教育委員会事務局	
		第1	防火地域の指定		
47		第2	建築物等の耐震・不燃化・適正な維持管理		
48	第7節		落下物等の防止	総務部・都市整備部	消防署
		第1	窓ガラス等落下物の安全化		
		第2	屋外広告物に対する規制		
49		第3	家具類の転倒等防止対策		
	第8節		崖・擁壁、急傾斜地、ブロック塀等の崩・倒壊防止	総務部・都市整備部	
		第1	崖・擁壁の崩壊防止		
		第2	急傾斜地の崩壊防止		
50		第3	ブロック塀等の倒壊防止		
	第9節		文化財施設の安全対策		消防署
II 震災対策編 第2部 災害応急対策計画					
1	第1章 応急活動態勢				
	第1節		基本方針		
	第2節		豊島区災害対策本部の組織・運営	総務部	
		第1	区災害対策本部の設置		
		第2	設置の通知等		

頁	節	細目	項目	部局(区)	関係機関
2		第3	区災害対策本部の廃止		
		第4	区災害対策本部の組織・運営		
3		第5	区災害対策本部の配置及び配備態勢		
5		第6	防災拠点の整備		
		第7	地域本部の設置		
6		第8	救援センターの整備		
7		第9	災害対策要員の指定		
		第10	現地連絡調整所長及び帰宅困難者対策要員の指定		
8		第11	災害広報・情報通信対策職員の指定		
		第12	災害対策兼務職員の指定		
		第13	会計年度任用職員等の活用		
		第14	都本部への職員派遣		
		第15	東京都防災センターとの連携		
		第16	オープンスペースの使用調整		
9		第3節	東京都関係機関の活動態勢		
10		第1	警視庁		警視庁・池袋・巣鴨・目白警察署
11		第2	東京消防庁		東京消防庁・池袋・豊島消防署
13		第3	建設局		都建設局・第四建設事務所
14		第4	水道局		都水道局中央支所・豊島営業所
		第5	下水道局		都下水道局北部下水道事務所
		第4節	防災関係機関の活動態勢		
15		第1	首都高速道路株式会社		首都高速道路(株)
		第2	東日本電信電話株式会社		N T T 東日本
		第3	東日本旅客鉄道株式会社		東日本旅客鉄道(株)
16		第4	東京電力パワーグリッド株式会社		東京電力パワーグリッド(株)大塚支社
		第5	東京ガス株式会社		東京ガス(株)北部支店
		第6	日本郵便株式会社		日本郵便(株) (豊島郵便局)
18		第7	豊島ケーブルネットワーク株式会社		豊島ケーブルネットワーク(株)
19		第2章	情報の収集・伝達		
		第1節	基本方針		
		第2節	情報連絡体制	総務部	都各局
20		第1	通信連絡窓口		
		第2	情報連絡体制		
		第3	連絡手段		
22		第4	防災行政無線の整備等		
		第3節	警報及び注意報の発表・伝達		
		第1	区の役割	総務部	
23		第2	各機関の役割		都各局・N T T 東日本・ その他の防災機関
		第4節	緊急地震速報の活用	総務部	
		第1	緊急地震速報		
		第2	情報の利用		
24		第5節	被害状況の調査・報告		
		第1	被害調査態勢	総務部	
		第2	被害状況の報告		
26		第3	各機関の調査・報告体制		都各局・関東地方整備局・ その他の防災関係機関
27		第6節	災害時の広報・広聴		
		第1	区の広報体制	政策経営部・総務部	

頁	節	細目	項目	部局(区)	関係機関
29		第2	各機関の広報活動		警察署・消防署・都水道局・都下水道局・NTT東日本・東京電力パワーグリッド(株)・東京ガス(株)・東日本旅客鉄道(株)・日本郵便(株)・東日本高速道路(株)・首都高速道路(株)・豊島ケーブルネットワーク(株)
32		第3	広聴活動	政策経営部・総務部	
		第4	報道機関への発表等	政策経営部	
33		第7節	災害時の情報収集手段	総務部	NTT東日本・NTTB P
		第1	情報収集体制		
		第2	情報収集手段		
		第3	既設箇所		
		第4	災害時における利用開放		
34			第3章 災害救助		
		第1節	基本方針		
		第2節	災害救助法の適用	総務部	
		第1	災害救助法に基づく救助		
		第2	災害救助法の適用基準		
		第3	被災世帯の算定基準		
35		第4	災害救助法の適用手続		
		第5	救助の種類		
36		第3節	救助実施態勢の整備	総務部	
		第1	救助実施組織の整備		
		第2	被害状況調査態勢の整備		
		第3	救助の実施に必要な関係帳票の整備		
		第4節	法による救助の実施	総務部	
		第1	災害報告		
		第2	救助実施状況の報告		
		第3	救助の程度・方法及び期間		
37		第5節	従事命令等	総務部	都総合防災部
		第1	従事命令		
		第2	協力命令		
		第3	管理、使用、保管命令及び収用		
39			第4章 応援・受援体制の整備		
		第1節	基本方針		
		第2節	相互応援協力	総務部	
		第1	都との相互協力		
41		第2	東京23区の相互協力		
		第3	自治体との相互協力		
		第4	防災関係機関との相互協力		
		第5	民間事業者等との協力		
		第6	地域防災組織等との相互協力		
42		第3節	業務継続・受援体制の整備	総務部	
		第1	業務継続体制の整備		
		第2	受援体制の整備		
44		第4節	自衛隊の災害派遣	総務部	自衛隊
		第1	派遣要請の手続等		
		第2	災害派遣部隊の受入体制		
		第3	経費の負担		
45		第4	災害派遣部隊の活動内容		

頁	節	細目	項目	部局(区)	関係機関
46	第5章		警備・交通規制		
	第1節		基本方針		
	第2節		警備活動		警察署
		第1	警備体制		
		第2	警備活動		
	第3節		交通規制		警察署
47		第1	交通規制の実施		
		第2	道路交通状況の実態把握		
		第3	交通規制の方法等		
48		第4	緊急通行車両等の確認事務等		
		第5	緊急通行車両等の事前届出		
49		第6	広報活動		
50	第6章		緊急輸送		
	第1節		基本方針		
	第2節		輸送車両等の確保等	総務部	警視庁
		第1	車両の調達及び配車		
		第2	災害時臨時離着陸場候補地の選定		
51	第3節		道路障害物除去	都市整備部	都建設局第四建設事務所・ 関東地方整備局・東日本高速道路(株)・ 中日本高速道路(株)・首都高速道路(株)
		第1	緊急道路障害物除去路線の選定		
		第2	道路障害物除去作業態勢		
52		第3	情報収集体制		
53	第7章		消防・危険物対策		
	第1節		消防活動		消防署
		第1	震災消防態勢		
54	第2節		危険物等の対策	総務部	警察署・消防署
		第1	区の役割		
55		第2	石油類等危険物保安施設の応急措置		
		第3	火薬類保管施設の応急措置		
		第4	高圧ガス保管施設の応急措置		
56		第5	毒物・劇物保管施設の応急措置		
		第6	放射線施設の応急措置		
57		第7	危険物等輸送車両の応急対策		
		第8	危険動物の逸走時対策		
58	第3節		原子力発電所の事故による放射性物質対策	総務部・環境清掃部・関係部	
		第1	対策の必要性		
		第2	放射性物質対策の実施		
59	第8章		救助・救急		
	第1節		救助・救急活動態勢等		消防署・警察署
60	第9章		医療救護対策		
	第1節		基本方針		
61	第2節		医療対策本部の設置等	総務部・池袋保健所	豊島区医師会・ 豊島区歯科医師会・ 豊島区薬剤師会・ 柔道整復師会
		第1	医療対策本部及び区災害医療コーディネーターの配置		
		第2	医療対策本部及び区災害医療コーディネーターの役割と活動		
		第3	参集態勢		
63	第3節		医療救護活動		
		第1	医師等派遣態勢の整備		
		第2	緊急医療救護所		
64		第3	救援センター医療救護所		
65		第4	活動内容		
		第5	その他の医療救護活動に係る事項		

頁	節	細目	項目	部局(区)	関係機関
66	第4節	医薬品・医療資器材等の確保			
		第1	医薬品等の備蓄		
		第2	医薬品等の管理等(緊急医療救護所、医療救護所)		
		第3	災害薬事センター		
		第4	医薬品の供給体制、輸送		
67	第5節	災害拠点病院等への搬送体制の整備		総務部・保健福祉部	
		第1	負傷者等の搬送及び収容		
68	第6節	後方医療体制の整備			
		第1	災害拠点病院等		
		第2	専門的医療等の整備		
	第7節	巡回体制の構築			豊島区医師会・豊島区歯科医師会・豊島区薬剤師会・柔道整復師会
69	第8節	保健衛生及び防疫		保健福祉部・清掃環境部	
	第1	保健衛生活動及び防疫活動			
	第2	防疫用資器材の備蓄及び調達			
	第3	保健衛生活動			
71	第4	防疫(感染症の防止)			
	第5	動物救護			
73	第10章 避難者対策				
	第1節	基本方針		総務部	都総合防災部
	第1	避難場所等			
74	第2	救援センター等			
75	第3	指定緊急避難場所、指定避難所の指定			
76	第2節	避難態勢		総務部	警察署・消防署・都総合防災部
	第1	避難の方法			
	第2	避難準備情報及び避難勧告・指示等			
77	第3	避難誘導			
79	第4	居住地域で被災した場合の避難方式			
80	第5	要配慮者の避難			
81	第6	避難行動要支援者等の支援			
82	第7	避難場所(広域避難場所)の運用			
83	第11章 救援センター、福祉救援センター、補助救援センター				
	第1節	基本方針			
	第2節	救援センター		総務部・区民部	都総務局・都財務局・都福祉保健局・都教育庁
	第1	救援センターの指定			
	第2	救援センターの開設			
85	第3	救援センターの運営			
86	第3節	福祉救援センター等		総務部・区民部・保健福祉部・子ども家庭部	
	第1	施設の種類			
87	第2	施設の開設			
	第3	施設の運営			
88	第4	避難者の収容調整			
	第5	調整の要請			
	第6	要配慮者対応の調整体制			
	第7	感染症対策			
	第8	福祉専門職員の派遣要請			
89	第4節	補助救援センター		総務部・区民部・子ども家庭部	
	第1	施設の種類			
	第2	施設の開設			
	第3	施設の運営			
	第4	補助救援センター課の設置			

頁	節	細目	項目	部局(区)	関係機関
90		第5	調整の要請		
		第6	感染症対策		
	第5節		被災者の他地区への移送	総務部・区民部	
91	第6節		出先施設における応急対策	教育委員会事務局教育部・子ども家庭部	
		第1	子どもスキップにおける応急対策		
		第2	中高生センタージャンプにおける応急対策		
92		第3	区民ひろばにおける応急対策		
94	第12章 帰宅困難者対策				
	第1節		基本方針	総務部	
		第1	自助の取組		
		第2	共助の取組		
		第3	公助の取組		
	第2節		帰宅困難者対策の推進体制	総務部・都市整備部	都・警察署・消防署・鉄道事業者・駅周辺事業者等
95		第1	池袋駅周辺混乱防止対策協議会		
		第2	池袋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会都市再生安全確保計画部会		
96	第3節		帰宅困難者対策の展開		
		第1	一斉帰宅の抑制		
		第2	集客施設及び駅等の利用者保護		
		第3	対策拠点の整備		
97		第4	一時滞在施設の確保		
98		第5	物資の備蓄等		
		第6	情報連絡・情報提供の確保		
		第7	安全で円滑な帰宅支援		
		第8	要配慮者への支援		
		第9	訓練の実施		
99		第10	対策の実効性の確保及び推進体制の強化		
100	第13章 備蓄物資・物流対策				
	第1節		基本方針		
	第2節		備蓄計画	総務部	
101		第1	備蓄目標		
		第2	備蓄倉庫の整備		
		第3	物流体制の整備		
	第3節		飲料水の供給	総務部	都水道局豊島営業所
102		第1	応急給水活動		
		第2	都水道局の給水体制		
		第3	区の給水体制		
103	第4節		食料の供給	総務部	都福祉保健局
		第1	食料の確保		
105	第5節		生活必需品等の供給	総務部	
106	第6節		救援物資の受入体制		
107	第14章 ごみ・し尿・災害廃棄物処理				
	第1節		基本方針		
	第2節		ごみ処理	環境清掃部	
	第3節		トイレの確保及びし尿処理	総務部・環境清掃部	都総務局・福祉保健局・環境局・下水道局
108		第1	基本的な考え方		
		第2	災害用トイレの確保及びし尿処理方法		
		第3	避難場所等におけるし尿処理		
109		第4	普及・啓発等		
	第4節		土石、竹木等の除去	総務部・環境清掃部	

頁	節	細目	項目	部局(区)	関係機関
110	第5節		災害廃棄物処理	環境清掃部・都市整備部	
		第1	実施主体		
		第2	災害廃棄物の処理		
111		第3	一次仮置場の選定		
		第4	普及・啓発等		
112	第15章 遺体の取り扱い			総務部・都市整備部	警視庁・ 都総務局・福祉保健局・建設局・ 豊島区医師会・豊島区歯科医師会
	第1節	基本方針			
	第2節	遺体の捜索、収容及び検視・検案等			
113		第1	捜索、収容等		
115		第2	検視・検案等		
116		第3	火葬		
119	第16章 ライフライン施設の応急対策			総務部	
	第1節	基本方針			
	第2節	水道施設			都水道局豊島営業所
		第1	災害時の活動態勢		
		第2	応急復旧対応		
120		第3	災害時の広報		
121	第3節	下水道施設			都下水道局北部下水道事務所
		第1	災害時の活動態勢		
		第2	応急復旧対策		
		第3	災害時の広報		
122	第4節	電気施設			東京電力パワーグリッド(株)大塚支社
		第1	災害時の活動態勢		
	第5節	ガス施設			東京ガス(株)北部支店
		第1	通報・連絡		
123		第2	危険予防措置		
		第3	災害時における応急工事		
		第4	事業継続計画の策定・発動		
		第5	災害時における復旧用資器材置場等の確保		
		第6	広報活動		
	第6節	通信施設			N T T 東日本
		第1	災害時の活動態勢		
124		第2	応急措置		
		第3	応急復旧対策		
		第4	災害時の広報		
	第7節	CATV			豊島ケーブルネットワーク(株)
		第1	災害時の活動態勢		
125		第2	応急措置		
		第3	応急復旧対策		
		第4	災害時の広報		
126	第17章 公共施設等の応急対策			都市整備部	都建設局第四建設事務所・ 首都高速道路(株)
	第1節	基本方針			
	第2節	道路・橋梁			
		第1	災害時の応急・復旧措置		
128	第3節	鉄道施設			都交通局巢鴨駅務管区・ 東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・ 西武鉄道(株)・東京地下鉄(株)
		第1	災害時の活動態勢		
		第2	発災時の初動措置		
133		第3	乗客の避難誘導		
134		第4	事故発生時の救護活動		
		第5	応急復旧資器材		
	第4節	社会公共施設等		区各部局	
	第5節	文化財施設		教育委員会事務局	

頁	節	細目	項目	部局(区)	関係機関
135	第18章 応急住宅対策				
	第1節	基本方針			
	第2節	応急仮設住宅の供給			
		第1 応急仮設住宅の建設			都都市整備局市街地建築部
136		第2 その他の応急仮設住宅の供給対策		都市整備部	
		第3 入居者の選定			
137		第4 応急仮設住宅の管理			
	第3節	被災住宅の応急修理		都市整備部	
		第1 住宅の応急修理			
		第2 応急修理の方法			
138	第4節	被災建築物の応急危険度判定		都市整備部	
139	第19章 教育・保育の応急対策				
	第1節	応急教育		教育委員会事務局	
		第1 応急教育計画の立案			
140		第2 応急教育の実施			
141		第3 学用品の調達及び支給			
142	第2節	応急保育		子ども家庭部	
		第1 事前準備			
		第2 災害時の態勢			
		第3 応急保育の態勢			
144	第20章 罹災証明書の発行				
	第1節	住宅被害調査・罹災証明書の発行		総務部・区民部・都市整備部 保健福祉部	消防署
		第1 基本方針			
		第2 住家等の被害認定調査			
		第3 被災者生活再建支援システムの円滑な運用			
		第4 発行部署			
145		第5 発行手続き			
		第6 証明の範囲			
		第7 証明手数料			
		第8 発行体制			
II 震災対策編 第3部 災害復旧・復興計画					
1	第1章 震災復興体制の強化				
	第1節	基本方針			
		第1 都市復興			
		第2 生活・産業復興			
	第2節	震災復興本部の設置		政策経営部・総務部 都市整備部	
		第1 震災復興本部準備室の設置			
		第2 震災復興本部の設置			
2		第3 震災復興本部の組織			
		第4 総合復興局の設置			
		第5 復興本部の役割及び災害対策本部との関係			
3	第3節	震災復興基本方針・基本計画の策定		政策経営部	
		第1 震災復興基本方針の策定			
		第2 震災復興基本計画の策定			
		第3 事前震災復興基本方針の策定			
4	第4節	被害状況と復興需要の把握		政策経営部・総務部 区民部・都市整備部	
		第1 住家等の公的被害認定調査			
		第2 区有施設の被害状況の把握			
		第3 復旧に向けた実態調査			
	第5節	復興財源の確保・復興基金の活用		政策経営部・総務部	
		第1 豊島区防災災害対策基金の活用方針			
		第2 復興財源の確保・復興基金の活用			

頁	節	細目	項目	部局(区)	関係機関
5	第6節		用地確保と利用調整	総務部	
	第7節		震災復興業務の推進	全部局	
		第1	震災復興の推進に関する条例・震災復興マニュアル		
		第2	被災者の視点による生活復興の推進		
第8節		地域との協働による復興	全部局		
6	第2章 都市・住宅の復興				
7	第1節		都市復興における基本方針とプロセス	都市整備部	
		第1	都市復興における基本方針		
		第2	都市復興におけるプロセス		
7	第3		都市復興の展開		
8	第2節		都市復興の取組	総務部・都市整備部	
	第3節		住宅の復興	都市整備部	都都市整備局
		第1	住宅復興計画の策定		
		第2	民間住宅再建への支援		
		第3	マンション等の再建に対する支援		
		第4	民間住宅の供給促進		
第5		相談・情報提供の実施			
9	第6		応急仮設住宅の供給		
10	第3章 生活・産業の復興				
11	第1節		被災者の生活相談	政策経営部	消防署・警察署
	第2節		医療と福祉の確保	保健福祉部・池袋保健所	社会福祉協議会
		第1	社会福祉施設の復旧調査		
		第2	地域福祉需要調査		
		第3	一時入所の実施		
		第4	一時入所数の適正化		
		第5	避難行動要支援者等の訪問支援体制の整備		
		第6	民間入所施設等への支援体制の整備		
第7		在宅要介護者の生活支援			
12	第8		緊急通報システムの整備		
12	第3節		保健・衛生の維持	文化商工部・保健福祉部・池袋保健所	
	第4節		生活支援対策		
13	第1		災害弔慰金の支給	総務部	
		第2	災害障害見舞金の支給		
		第3	被災者生活再建支援金の支給		
		第4	災害援護資金の貸付(国制度)		
		第5	災害援護資金の貸付(都制度)		
14	第6		生活福祉資金(福祉資金・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)の貸付	保健福祉部	社会福祉協議会
15	第7		母子及び父子福祉資金の貸付		都福祉保健局
16	第8		特別区税の納税緩和措置	区民部	都主税局
		第9	都税の納税緩和措置		
		第10	国民健康保険料の減免等		
17	第11		国民年金保険料の免除	保健福祉部	
		第12	介護保険料等の減免		
18	第13		後期高齢者医療保険料の減免等	区民部	
		第14	生活保護	保健福祉部	
19	第5節		義援金品の配分	総務部	都総務局・福祉保健局・日本赤十字社東京都支部
		第1	東京都義援金配分委員会の設置		
		第2	義援金品の受付・募集		
20	第3		義援金品の保管及び配分		
	第6節		教育の復興と子どものケア	子ども家庭部・教育委員会事務局	

頁	節	細目	項目	部局(区)	関係機関
21	第7節		文化と都市活力の復興	政策経営部・区民部・文化商工部・子ども家庭部・教育委員会事務局	
	第8節		コミュニティの復興	政策経営部・総務部・区民部 文化商工部・保健福祉部	社会福祉協議会
	第9節		産業の復興	文化商工部	
22	第1節		中小企業への融資		
	第2節		中小企業者に対する融資の特例		
	第3節		東日本大震災により被害を受けた中小企業者への融資		
24	第10節		雇用・就業の確保等	文化商工部	都産業労働局
	第1節		雇用対策		
	第2節		相談・指導体制の整備		
25	第3節		区における職業斡旋の取り扱い		
	第11節		その他の生活確保に関する対応		日本郵便(株)・NTT東日本・日本放送協会・都産業労働局
27	第4章 都市施設等の復旧				
28	第1節		ライフライン施設の復旧計画		
	第1節		水道施設		都水道局豊島営業所
	第2節		下水道施設		都下水道局北部下水道事務所
	第3節		電気施設		東京電力パワーグリッド(株)大塚支社
	第4節		ガス施設		東京ガス(株)北部支店
	第5節		通信施設		NTT東日本
29	第6節		CATV		豊島ケーブルネットワーク(株)
	第2節		公共施設等の復旧計画	政策経営部・総務部	
30	第1節		公共土木施設等	都市整備部	都建設局 首都高速道路株式会社 都交通局巢鴨駅務管区 東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・西武鉄道(株)・東京地下鉄(株)
	第2節		鉄道施設		
	第3節		社会公共施設等	総務部	
30	第5章 激甚災害の指定				
31	第1節		激甚災害指定手続	総務部	都総合防災部
	第2節		激甚災害に関する調査報告		
	第3節		局地激甚災害指定基準		
32	第4節		特別財政援助等の申請手続等		
	第1節		区	総務部	
	第2節		都		都総合防災部
II 震災対策編 第4部 警戒宣言に伴う対応措置					
1	第1章 対策の考え方				
	第1節		策定の趣旨	総務部	都総合防災部
2	第2節		基本的な考え方		
	第3節		前提条件		
3	第4節		今後の課題		
	第5節		事業所に対する指導		消防署
	第1節		消防計画等に定める事項		
4	第2節		予防規程(危険物施設)に定める事項		
	第3節		指導方法		
	第6節		防災訓練	総務部	消防署
	第1節		参加機関等		
5	第2節		訓練項目		
	第3節		訓練の種別		
	第4節		実施回数及び場所		
	第2章 東海地震に関連する調査情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置				
	第1節		東海地震に関連する調査情報(青)発表時の対応		

頁	節	細目	項目	部局(区)	関係機関
	第2節		東海地震注意情報(黄)発表時の伝達	区各部局	警視庁・消防庁・都総合防災部
		第1	関係機関への伝達系統		
7		第2	東海地震注意情報(黄)の伝達		
8	第3節		活動態勢		
		第1	区、警視庁、東京消防庁、都	総務部	警視庁・消防庁・都総合防災部
10		第2	防災機関等		東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・西武鉄道(株)・東京地下鉄(株)・NTT東日本
11	第4節		混乱防止措置	総務部	都総合防災部・都交通局巢鴨駅務管区・警視庁・消防庁・東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・西武鉄道(株)・東京地下鉄(株)・NTT東日本
12	第5節		東海地震注意情報(黄)発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	総務部	都総合防災部
13	第3章 警戒宣言時の対応措置				
	第1節		活動態勢	区各部局	
		第1	区の活動態勢		
		第2	区の業務等の対応措置		
		第3	防災機関等の活動態勢		
14		第4	相互協力		
15	第2節		警戒宣言・地震予知情報等の伝達	総務部・政策経営部・教育委員会事務局	警視庁・東京消防庁・豊島区医師会
		第1	警戒宣言等の伝達		
17		第2	警戒宣言時の広報		
18	第3節		消防、危険物対策		東京消防庁・消防署・消防団・警視庁
		第1	消防対策		
20		第2	危険物対策		東日本旅客鉄道(株)
21	第4節		警備・交通対策	都市整備部	警視庁・警察署・都建設局第四建設事務所・首都高速道路(株)・
		第1	警備対策		
		第2	交通対策		
23		第3	道路管理者のとりべき措置		
24	第5節		公共輸送対策		
		第1	鉄道対策		警視庁・東京消防庁・都交通局巢鴨駅務管区・東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・西武鉄道(株)・東京地下鉄(株)
27		第2	バス・タクシー等対策		東京バス協会・東旅協・都個人タクシー協会
28	第6節		学校・病院・福祉施設対策		
		第1	学校(幼稚園、小学校、中学校)	教育委員会事務局	
29		第2	病院、診療所	池袋保健所	豊島区医師会
		第3	福祉施設	保健福祉部	
30	第7節		劇場・超高層ビル・地下街等の対策	文化商工部・区民部	東京消防庁
32	第8節		電話・電報対策		NTT東日本
		第1	判定会招集の報道開始後の混乱防止措置		
33		第2	広報		
		第3	防災措置の実施		
	第9節		電気・ガス・上下水道対策		
		第1	電気		東京電力パワーグリッド(株)大塚支社
34		第2	ガス		東京ガス(株)北部支店

頁	節	細目	項目	部局(区)	関係機関
35	第3節	上水道			都水道局豊島営業所
		下水道			都下水道局北都下水道事務所
	第10節	生活物資対策		総務部・政策経営部・文化商工部	都中央卸売市場
36	第11節	金融対策		総務部・政策経営部・会計管理室	
	第12節	救援、救護対策			
	第1節	給水態勢			都水道局中央支所・豊島営業所
37	第2節	食料等の配布態勢		総務部	
	第3節	医療救護態勢		池袋保健所	豊島区医師会・豊島区歯科医師会・豊島区薬剤師会・柔道整復師会
	第4節	医療品の確保			薬業協同組合
	第4章 区民・事業所等のとるべき措置				
38	第1節	区民のとるべき措置		総務部	都総合防災部
	第1節	東海地震に関連する調査情報(青)発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで			
	第2節	警戒宣言が発せられたときから発災まで			
39	第3節	平常時			
40	第2節	地域防災組織のとるべき措置			
	第1節	東海地震に関連する調査情報(青)発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで			
	第2節	警戒宣言が発せられたときから発災まで			
	第3節	事業所のとるべき措置			
	第1節	東海地震に関連する調査情報(青)発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで			
	第2節	警戒宣言が発せられたときから発災まで			
III 風水害対策編					
1	第1節	河川施設等の安全化		都市整備部	都建設局第四建設事務所・都下水道局北都下水道事務所
	第1節	河川			
	第2節	内水排水			
2	第2節	区の水防態勢			
	第1節	水防本部		総務部・都市整備部	
7	第2節	災害対策本部			
12	第3節	関係機関の水防態勢			
	第1節	都建設局第四建設事務所の態勢及び活動			都建設局第四建設事務所
	第2節	東京消防庁の態勢及び活動			東京消防庁
	第3節	警察			警視庁・警察署
	第4節	水防協力		総務部	
16	第4節	気象情報と通信連絡		総務部・都市整備部	都建設局第四建設事務所
	第1節	気象情報			
	第2節	水防活動用注意報、警報			
	第3節	気象情報の伝達系統図			
	17	第4節	観測通報		
	18	第5節	洪水予報		
	19	第6節	要配慮者利用施設への洪水予報の伝達		
	20	第7節	土砂災害警戒情報の活用		
	21	第8節	竜巻等に関する情報の活用		
22	第5節	水防法及び土砂災害防止法に基づく対策		総務部	
	第1節	水防法			
	第2節	浸水想定区域の指定			

頁	節	細目	項目	部局(区)	関係機関	
23		第3	土砂災害防止法	総務部	都建設局第四建設事務所	
		第4	土砂災害警戒区域等の指定			
24		第5	要配慮者利用施設の利用者の安全確保			
		第6	豊島区洪水・土砂災害ハザードマップ			
25		第6節	避難	総務部		
26		第1	警戒レベルを用いた防災情報			
		第2	避難勧告の判断基準設定			
27		第3	避難誘導			
		第4	地下街等への対応			
		第7節	防災広報の充実	政策経営部		
		第1	平常時			
		第2	災害時			
28		第8節	同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	総務部・都市整備部	都建設局第四建設事務所	
		第1	情報の共有の必要性			
		第2	同一河川・圏域・流域の設定			
		第3	都の情報提供			
29		第9節	水防実施報告等・水防資器材	総務部・都市整備部	都建設局第四建設事務所・都総務局	
		第1	水防実施報告等			
		第2	水防資器材	都市整備部		都建設局第四建設事務所
			第10節	公用負担	総務部	
			第1	公用負担権限		
第2			公用負担権限証明			
30		第3	公用負担命令票			
		第11節	河川及び内排水施設の応急措置及び復旧措置	都市整備部	都建設局第四建設事務所	

用語説明

* 1 要配慮者

発災時の避難行動、発災後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいう。

* 2 災害時要援護者

要配慮者のうち、災害時において特に援護を要する者をいう。

* 3 避難行動要支援者

要配慮者のうち、避難行動において特に支援を要する者をいう。

* 4 自力脱出困難者

建物倒壊によって下敷き・生き埋めになった人のうち、自力で脱出できず、家族、親戚、近所の人、消防団、警察、消防等の救出が必要な人。

* 5 延焼遮断帯

一般的には、河川、鉄道、道路、公園などの都市のインフラを軸として、ここに耐火建築物群、空き地などを保全、整備、建設、または誘導することにより、市街地火災を焼け止まらせるために計画的に構成された帯状の領域。

* 6 緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点(指定拠点)とを連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路。

* 7 緊急地震速報

地震の発生を素早く検知して、震源や地震規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強いゆれが始まる数秒から数十秒前に、強いゆれが来ることを知らせることをめざした情報。

* 8 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

社会福祉士などの福祉分野の専門資格を持ち、地域住民の福祉活動を側面から支援する専門職で、おもに次の役割を持つ。

- ① 地域の中で支援を必要とする人々を把握し、身近な地域での相談・訪問、実情に応じた支援への誘導、地域の関係機関・地域活動団体間のネットワーク構築等を行い、問題の早期発見・解決を図る。
- ② 多くの複合した問題を有する困難なケースなどについても、地域住民や関係機関と連携し、解決に向けた新たなしくみづくりや、新たなサービスの開発を行う。

* 9 避難準備情報

人的被害が発生する可能性がある場合に、通常の「避難勧告」に先立ち、自治体より発令されるもので、避難に時間を要する高齢者や障害者等には、この段階で避難開始を求め、その他の人々には避難準備を促す情報。

* 10 事業継続計画（BCP）

Business Continuity Planの略。災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成。

***11 救援センター**

災害により住宅が住めない状態となった場合、一定期間、避難生活をする場所。その他、情報連絡や給水・給食、医療救護など支援の拠点ともなる。豊島区では、区立小中学校等の35カ所を指定している。（東京都地域防災計画における「避難所」に相当する）

***12 福祉救援センター（通所型）**

特別な設備などがなければ避難生活が困難な避難行動要支援者等のうち、平常時から通所している障害者のための救援センター。例えば、心障センター、生活実習所、福祉作業所など。（東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当する）

***13 福祉救援センター（介護型）**

特別な設備などがなければ避難生活が困難な避難行動要支援者等のうち、要介護度が重度の場合の救援センター。例えば、特別養護老人ホームなど。（東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当する）

***14 福祉救援センター（子育て支援・乳幼児対応型）**

救援センターでは、生活が困難な妊産婦、乳幼児及び保護者のための救援センター。例えば、区立の保育園など。

***15 補助救援センター**

救援センターで避難者を収容しきれない場合に開設する補助的な救援センター。例えば、区民ひろば等の区有施設、幼稚園、都立高校、私立大学などの教育施設など。（東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当する）

***16 福祉室**

救援センターの中で、和室や多目的室などの要配慮者を受け入れるスペース。

***17 東京DMAT**

Disaster Medical Assistance Teamの略。大震災等の自然災害のほか、大規模交通事故等の都市型災害の現場で救命処置等を行う災害医療派遣チーム。

***18 帰宅困難者**

地震が起こった場合、電車等の交通機関の停止や自動車の利用禁止に伴い、帰宅したくても帰宅できない人。

***19 帰宅支援ステーション**

徒歩による帰宅者に対する支援の一環として、東京都は島しょを除く全都立学校及び東京武道館を「帰宅支援ステーション」として位置づけている。帰宅支援ステーションでは、水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供を行う。上記以外にもコンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等も同じ役割を担う。

***20 応急危険度判定**

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定。

豊島区地域防災計画

【修正日】令和2年4月1日

【承認日】令和3年3月26日（防災会議）

【編集発行】豊島区防災会議

【事務局】豊島区総務部防災危機管理課

豊島区南池袋2-45-1

電話:03-3981-1111（代表）